

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成三十一年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	所 在	面積(㎡)
農事組合法人ユートピアかみなか	三原市	三原市大和町大草字神原九一八三番ほか四筆	七、八八八
全国農業協同組合連合会広島県本部	広島市	三原市高坂町真良一三七八番五ほか四筆	一一、二九五
株式会社福田農場	三次市	三次市向江田町四三二番一ほか五筆	七、六七七
農事組合法人ファームあおが	三次市	三次市青河町一〇八〇番一ほか二筆	一、八四八
農事組合法人海渡	三次市	三次市海渡町一二一七番	一、二九〇
株式会社ハラダファーム本多	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字竜王山新田一六六六番一ほか五筆	五、四一六
株式会社今桐ファーム	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字竜王山一二九七一番二一三	九三二
有限会社時川プロダクト	安芸高田市	安芸高田市向原町戸島字万念喜一二八二番ほか一筆	三、二六七
角田 英二	安芸高田市	安芸高田市美土里町北字市二七七番一ほか五筆	一〇、七〇三
株式会社雄飛会	安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字行田二四四八番一ほか七筆	八、六六〇
農事組合法人すなだ	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字別迫字砂崎三一六番ほか一三筆	二九、四〇六
農事組合法人大福ファーム	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字小国字福原三七五二番一ほか一筆	三、四八九

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成三十一年二月七日から平成三十一年二月二十一日まで